

臨時・非常勤職員に関する調査結果について
(市町村等分)

平成20年4月1日現在

1-1 市町村等の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位:人)

職 種	平成20年4月1日			
	計	構成比(%)	男	女
一般事務職員	82,313	23.3	13,877	68,436
技術職員	3,791	1.1	2,254	1,537
医師	4,576	1.3	3,522	1,054
医療技術員	5,890	1.7	528	5,362
看護師等	17,677	5.0	282	17,395
保育士等	81,704	23.1	3,235	78,469
給食調理員	32,730	9.3	726	32,004
技能労務職員	39,536	11.2	21,596	17,940
教員・講師	21,492	6.1	3,947	17,545
その他	63,305	17.9	21,809	41,496
合 計	353,014	100.0	71,776	281,238

※1 本調査は、平成20年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、市町村等(市町村、特別区、一部事務組合、広域連合、財産区及び地方開発事業団)の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上とすることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」とおりです。

1-2 市町村等の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位:人)

職 種	特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3							
	計	男	女	構成比 (%)	計	男	女	構成比 (%)	計	男	女	構成比 (%)	計のうち フルタイム 職員			
														計	男	女
一般事務職員	82,313	13,877	68,436	100.0	25,065	6,604	18,461	30.5	19,648	3,179	16,469	23.9	37,600	4,094	33,506	19,043
技術職員	3,791	2,254	1,537	100.0	1,698	1,223	475	44.8	849	464	385	22.4	1,244	567	677	739
医師	4,576	3,522	1,054	100.0	2,580	2,064	516	56.4	906	666	240	19.8	1,090	792	298	778
医療技術員	5,890	5,282	608	100.0	2,238	252	1,986	38.0	1,217	97	1,120	20.7	2,435	179	2,256	1,198
看護師等	17,677	282	17,395	100.0	3,789	55	3,734	21.4	4,861	61	4,800	27.5	9,027	166	8,861	4,417
保育士等	81,704	3,235	78,469	100.0	15,402	798	14,604	18.9	18,550	639	17,911	22.7	47,752	1,798	45,954	25,819
給食調理員	32,730	726	32,004	100.0	6,027	189	5,838	18.4	9,995	172	9,823	30.5	16,708	365	16,343	7,555
技能労務職員	39,536	21,596	17,940	100.0	10,396	6,720	3,676	26.3	10,354	5,699	4,655	26.2	18,786	9,177	9,609	9,971
教員・講師	21,492	3,947	17,545	100.0	7,048	1,904	5,144	32.8	4,595	806	3,789	21.4	9,849	1,237	8,612	4,487
その他	63,305	21,809	41,496	100.0	35,191	14,325	20,866	55.6	13,016	3,841	9,175	20.6	15,098	3,643	11,455	4,806
合 計	353,014	71,776	281,238	100.0	109,434	34,134	75,300	31.0	83,991	15,624	68,367	23.8	159,589	22,018	137,571	78,813

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時任用されている者

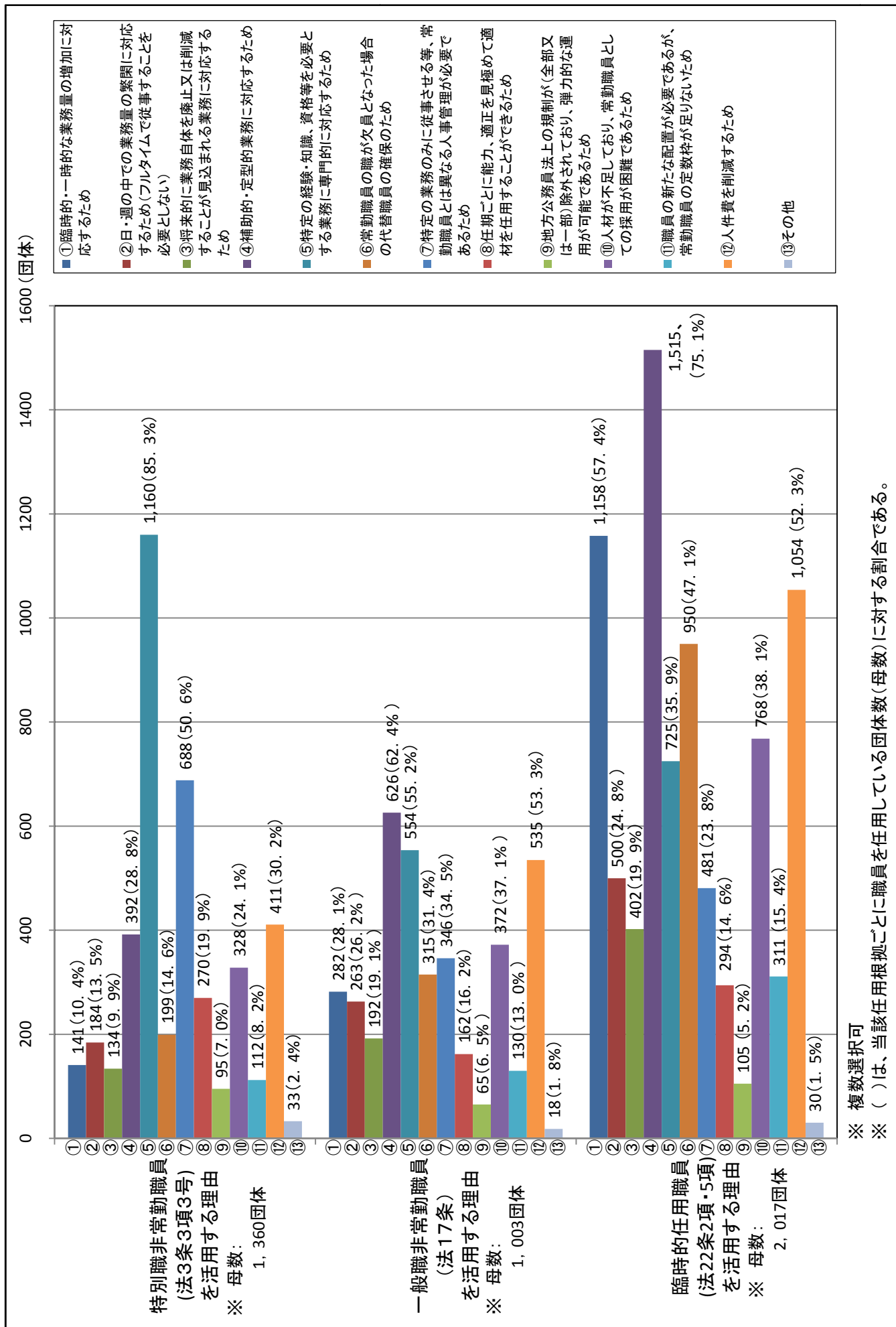
※4 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

※5 各任用根拠により臨時・非常勤職員を任用している団体数は以下のとおりです。(活用率は、臨時・非常勤職員を1人以上活用している団体数(2,734団体)に対する割合。)

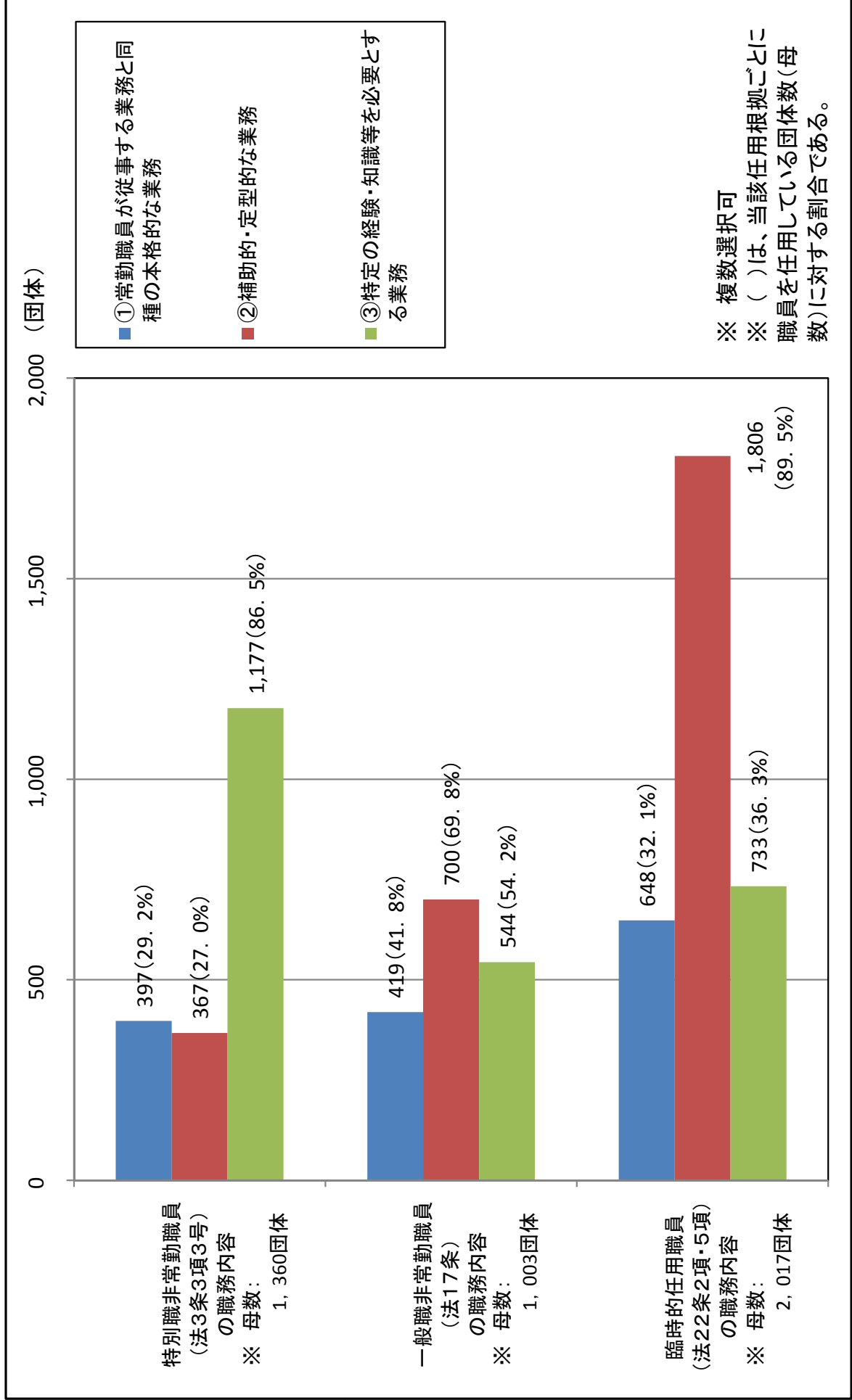
任用根拠	団体数	活用率(%)
法3条3項3号	1,359	49.7
法17条	1,008	36.9
法22条2項・5項	2,017	73.8

・平成20年4月1日現在の市町村等の団体数は、
3,645団体(市区789団体、町村1,010団体、一組1,846団体)である。

2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（市町村等）



3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（市町村等）



4-1 代表的な職種別の任用期間の状況（市町村等）

代表的な職種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	11.9	0	32	0	676
	一般職非常勤職員	10.6	18	171	1	612
	臨時的任用職員	6.8	67	1,479	4	199
看護師	特別職非常勤職員	11.3	0	17	0	323
	一般職非常勤職員	10.7	7	88	0	313
	臨時的任用職員	6.9	25	701	0	101
保育士	特別職非常勤職員	11.5	0	16	0	307
	一般職非常勤職員	10.2	7	113	2	366
	臨時的任用職員	7.0	27	1,025	1	138
給食調理員	特別職非常勤職員	11.7	0	17	0	276
	一般職非常勤職員	10.5	9	120	1	388
	臨時的任用職員	6.9	34	956	1	130
清掃作業員	特別職非常勤職員	11.8	0	9	0	158
	一般職非常勤職員	10.6	6	62	0	197
	臨時的任用職員	6.8	20	486	1	63
消費生活相談員	特別職非常勤職員	7.9	0	6	0	248
	一般職非常勤職員	11.0	1	14	0	83
	臨時的任用職員	4.3	3	66	0	14

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。

4-2 代表的な職種別の再度任用の状況（市町村等）

代表的な職種 ※1	再度任用の状況 ※2																
	再度任用の可否					再度任用回数の上限					通算任用期間の上限						
	可能(団体数)		不可能(団体数)		定めないし(団体数)	上限あり(団体数)		上限なし(団体数)		平均(回数)		上限回数(団体数)			上限期間(団体数)		
	可能	不可能	可能	不可能		1回	2回	3回	4回	5回以上	平均	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
事務補助職員	特別職非常勤職員	11	739	538	201	7	51	17	77	24	3.7	7	5	66	6	106	23
	一般職非常勤職員	21	787	587	200	25	51	25	50	31	3.3	19	14	81	7	81	23
	臨時的任用職員	416	1,360	1,021	382	236	43	21	20	22	2.3	192	60	104	5	39	9
看護師	特別職非常勤職員	8	352	264	88	1	20	6	32	12	4.4	4	1	34	2	55	19
	一般職非常勤職員	9	403	316	87	10	19	3	31	6	6.2	7	5	22	2	41	16
	臨時的任用職員	157	678	550	143	84	18	7	7	7	2.6	80	11	49	3	18	5
保育士	特別職非常勤職員	8	337	239	98	3	27	8	31	11	2.5	4	2	38	3	45	17
	一般職非常勤職員	10	482	384	98	13	26	5	30	9	4.1	9	6	33	3	51	14
	臨時的任用職員	248	964	757	242	151	25	7	10	15	2.5	111	19	71	2	31	13
給食調理員	特別職非常勤職員	3	306	221	85	4	17	6	35	9	4.2	5	2	25	4	44	14
	一般職非常勤職員	13	511	412	100	14	23	7	32	9	3.8	12	7	30	2	48	16
	臨時的任用職員	226	907	714	225	142	25	8	13	10	2.2	119	20	57	2	23	5
清掃作業員	特別職非常勤職員	4	176	126	50	2	12	4	21	5	4.0	2	2	17	3	27	8
	一般職非常勤職員	6	263	200	63	11	13	8	16	8	3.2	12	4	13	2	24	6
	臨時的任用職員	126	450	355	110	68	13	5	9	4	2.3	66	10	32	2	14	4
消費生活相談員	特別職非常勤職員	2	283	221	62	2	17	2	24	7	3.0	3	1	20	2	37	12
	一般職非常勤職員	0	94	66	28	4	5	1	8	3	2.4	3	0	6	0	13	8
	臨時的任用職員	19	60	45	17	9	3	1	1	0	1.8	12	3	3	0	4	1

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後、引き続き同じ職種に任用することです。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除きます。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（市町村等）

（単位：団体、％）

職 種	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由												回答の母数
		1 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため		2 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため		3 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため		4 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため		5 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため		6 その他		
		団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	
事務補助職員	特別職非常勤職員	209	28.7	168	23.1	38	5.2	303	41.7	2	0.3	7	1.0	826
	一般職非常勤職員	249	32.2	66	8.5	24	3.1	409	52.8	6	0.8	20	2.6	871
	臨時的任用職員	415	30.7	35	2.6	36	2.7	779	57.6	22	1.6	65	4.8	1,447
看護師	特別職非常勤職員	54	15.6	259	74.6	5	1.4	27	7.8	0	0.0	2	0.6	446
	一般職非常勤職員	42	10.7	288	73.3	13	3.3	41	10.4	1	0.3	8	2.0	491
	臨時的任用職員	57	8.5	500	74.6	23	3.4	78	11.6	3	0.4	9	1.3	769
保育士	特別職非常勤職員	58	17.5	208	62.8	11	3.3	50	15.1	0	0.0	4	1.2	430
	一般職非常勤職員	58	12.3	314	66.4	15	3.2	72	15.2	3	0.6	11	2.3	571
	臨時的任用職員	99	10.3	639	66.8	44	4.6	151	15.8	2	0.2	22	2.3	1,055
給食調理員	特別職非常勤職員	74	24.8	86	28.9	30	10.1	104	34.9	0	0.0	4	1.3	397
	一般職非常勤職員	100	20.0	118	23.6	77	15.4	188	37.7	5	1.0	11	2.2	597
	臨時的任用職員	157	17.4	222	24.6	137	15.2	346	38.3	7	0.8	34	3.8	999
清掃作業員	特別職非常勤職員	48	27.7	24	13.9	26	15.0	70	40.5	1	0.6	4	2.3	271
	一般職非常勤職員	72	27.9	15	5.8	44	17.1	113	43.8	6	2.3	8	3.1	355
	臨時的任用職員	110	24.9	22	5.0	81	18.3	203	45.9	5	1.1	21	4.8	537
消費生活相談員	特別職非常勤職員	43	15.4	177	63.4	9	3.2	44	15.8	1	0.4	5	1.8	377
	一般職非常勤職員	16	17.6	48	52.7	3	3.3	21	23.1	1	1.1	2	2.2	189
	臨時的任用職員	8	14.0	24	42.1	3	5.3	17	29.8	2	3.5	3	5.3	152

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

5 代表的な職種別勤務時間の状況（市町村等）

代表的な 職種 ※1	任用根拠	1週間当たりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	33.4	12	367	371
	一般職非常勤職員	34.4	11	333	482
	臨時的任用職員	37.3	32	282	1,582
看護師	特別職非常勤職員	34.1	8	148	188
	一般職非常勤職員	34.3	20	139	245
	臨時的任用職員	37.2	34	103	732
保育士	特別職非常勤職員	34.7	15	129	205
	一般職非常勤職員	35.6	20	151	337
	臨時的任用職員	38.7	23	89	1,179
給食調理員	特別職非常勤職員	34.5	3	127	177
	一般職非常勤職員	33.7	27	202	291
	臨時的任用職員	36.8	38	227	917
清掃作業員	特別職非常勤職員	33.0	6	67	93
	一般職非常勤職員	34.4	12	83	170
	臨時的任用職員	36.5	35	82	487
消費生活相談員	特別職非常勤職員	30.0	45	166	62
	一般職非常勤職員	34.4	5	49	31
	臨時的任用職員	36.1	2	13	50

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答しています。

6-1 事務補助職員の報酬及び費用弁償等の状況（市町村等）

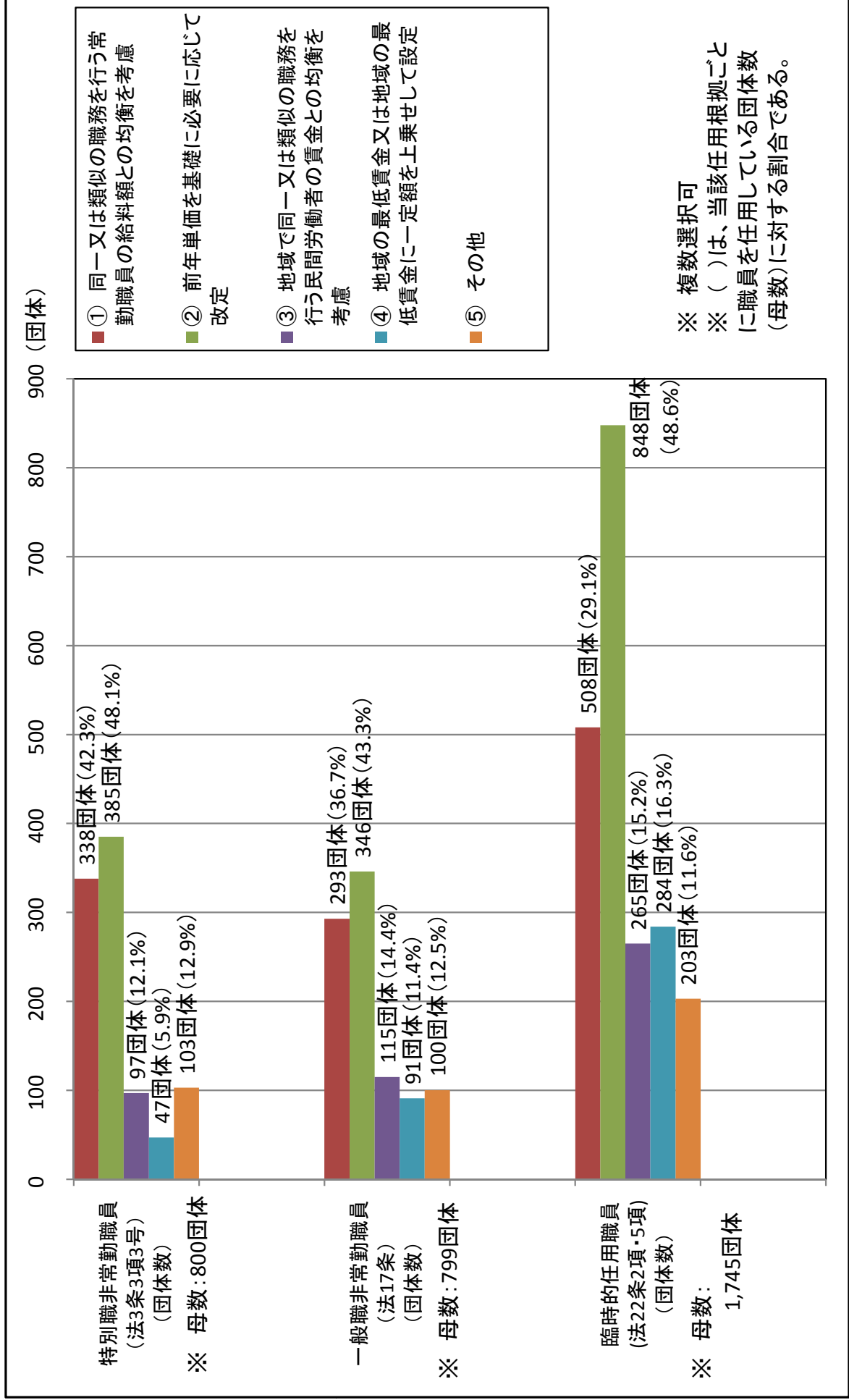
任用根拠	報酬及び費用弁償										給料 (常勤職員の場合) ※3		
	報酬の基本額 ※1 (1時間当たり換算額)				通勤費用 (費用弁償)		報酬の基本額以外の報酬 及び通勤費用・旅費 以外の費用弁償 ※2				支給 回数 (団体数)	平均額(円)	
	平均額(円)	報酬額分布(団体数)			支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)			
特別職非常勤職員 (法3条3項3号)	1,121	700円以内	700円超 800円以内	800円超 900円以内	900円超 1,000円以 内	1,000円超	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	102	156,233
一般職非常勤職員 (法17条)	902	54	226	186	87	169	280	442	485	237	177	150,953	
随時的任用職員 (法22条2項・5項)	796	205	710	416	75	44	583	867	1,018	432	490	140,874	

※1 「報酬の基本額」とは、初任時に適用される報酬額です。

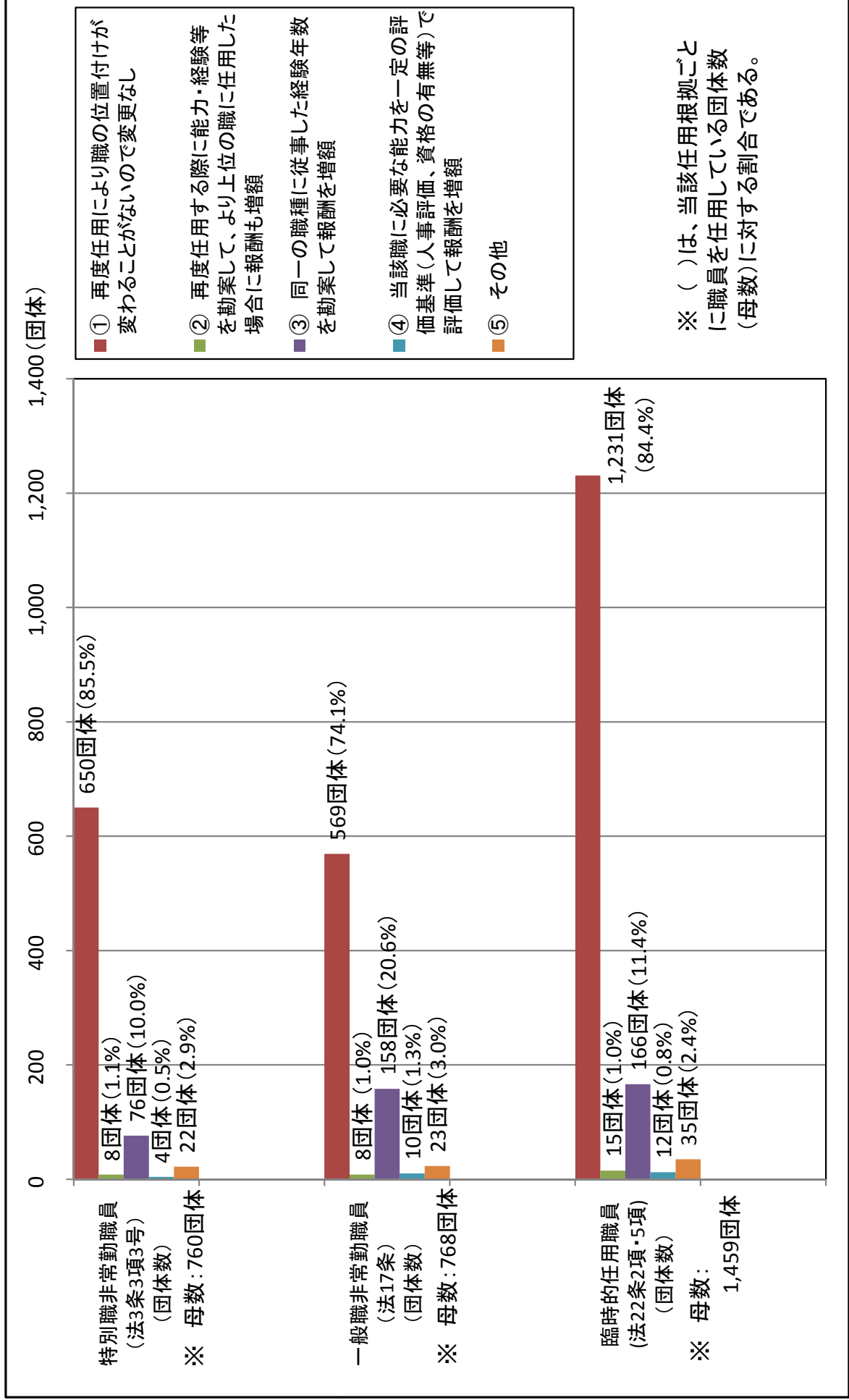
※2 「報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償」は、時間外勤務に対する追加報酬等です。

※3 「給料」は、法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項で任用された職員のうち、常勤（フルタイム）の者に対し、給料を支給している場合の、初任時に適用される給料額です。

6-2 報酬・給料の設定の考え方（市町村等）



6-3 再度任用時の報酬・給料等の考え方（市町村等）



6-4 事務補助職員の休暇の状況（市町村等）

（単位：団体）

任用根拠	休 暇 の 状 況 (団 体 数)																									
	年次有給休暇		産前・産後休暇		育児時間		生理休暇		子の看護休暇		病欠休暇		忌引休暇													
	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無									
特別職非常勤職員	86	714	424	376	80	296	511	289	78	212	207	327	121	207	608	192	86	106	455	345	199	156	344	456	425	32
一般職非常勤職員	45	754	379	420	72	348	470	329	63	266	264	373	110	264	595	204	80	126	435	364	185	186	324	475	422	53
臨時的任用職員	166	1,579	1,208	537	78	459	1,334	411	83	328	346	530	184	346	1,483	262	87	177	1,344	401	170	240	1,116	629	536	93

(別表1) 職種の種類

分類	業務内容例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士等
看護師等	保健師、看護師、助産師等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舍指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等
給食調理員	病院調理員、学校調理員等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除いています。

(別表2) 代表的な職種の分類

職種	解説
事務補助職員	一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者
看護師	看護師資格を有する者(保健師、助産師、准看護師を除く。)
保育士	保育士資格を有する者(いわゆる保育補助等の無資格者を除く。)
給食調理員	学校、給食センター、各種施設等で給食の調理業務に携わる者(調理師免許の有無を問わない。)
清掃作業員	ゴミ収集、道路・施設清掃等の清掃業務に従事する者
消費生活相談員	消費生活センター等で相談業務に携わる者(資格の有無を問わない。)

報酬等に関する規定

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- 3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

勤務条件の根本基準に関する規定

○ 地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

- 第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
- 2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。
 - 3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
 - 4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
 - 5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
 - 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

臨時・非常勤職員に関する裁判例について

○地方公務員法 3 条 3 項 3 号に基づく非常勤保育士に係る地位確認等請求事件
 (東京高裁平成 18 年(ネ)大 3453 号・平成 19 年 11 月 28 日判決)

【事案の概要】

平成 4 年から平成 7 年にかけて非常勤保育士として区立保育園に任用され、その後、平成 15 年度までの間、毎年再任用されていた 4 人の原告が、平成 16 年度末をもって任期満了として再任用されなかったことは、解雇権を濫用したもので無効であるなどとして、非常勤職員としての地位の確認と賃金の請求をするとともに、再任用に対する期待権の侵害を理由として損害賠償を請求した事案。第一審地裁判決においては、地位の確認及び賃金支払請求は棄却、損害賠償請求については一部認容され、被告、原告双方が控訴。

【判決要旨】

(1) 期限付き任用の法的性質

- ・ 一審原告ら非常勤保育士の任用関係等については、関係法規により規律されるとともに、その具体的内容は、区長の任用行為の具体的内容によって決定されるなどの行政処分であり、これに基づく勤務関係は公法上の任用関係であると認められる。
- ・ 新たな再任用行為がなかった以上、解雇権濫用の法理が類推適用されない限り、任期終了と同時に、当然に公務員としての地位を失うというほかない。

(2) 再任用拒否に対する、解雇法理ないし解雇権濫用法理の類推適用の可否

- ・ 私法上の雇用契約においては、期間の定めのある雇用契約が多数回にわたって反復更新された場合、あるいは、期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となった場合、雇用の継続が期待され、かつその期待が合理的であると認められるときには、解雇権濫用の法理が類推適用される余地があると解されている（最高裁の東芝柳町工場事件判決及び日立メディコ事件判決）。
- ・ 一審原告らとの一審被告との間の勤務関係においては、解雇権濫用法理を類推適用される実態と同様の状態が生じていたと認められ、一審原告らの職務の継続確保が考慮されてしかるべき事態であったとはいえる。
- ・ しかしながら、地方公共団体における非常勤職員については、期間の定めのない任命行為を認定することも、当事者双方の意思を推定する規定である民法 629 条 1 項を類推適用することも困難であり、東芝柳町工場事件判決や日立メディコ事件判決の法理を類推することができないものといわざるを得ない。

(3) 再任用拒否による期待権の違法な侵害の有無

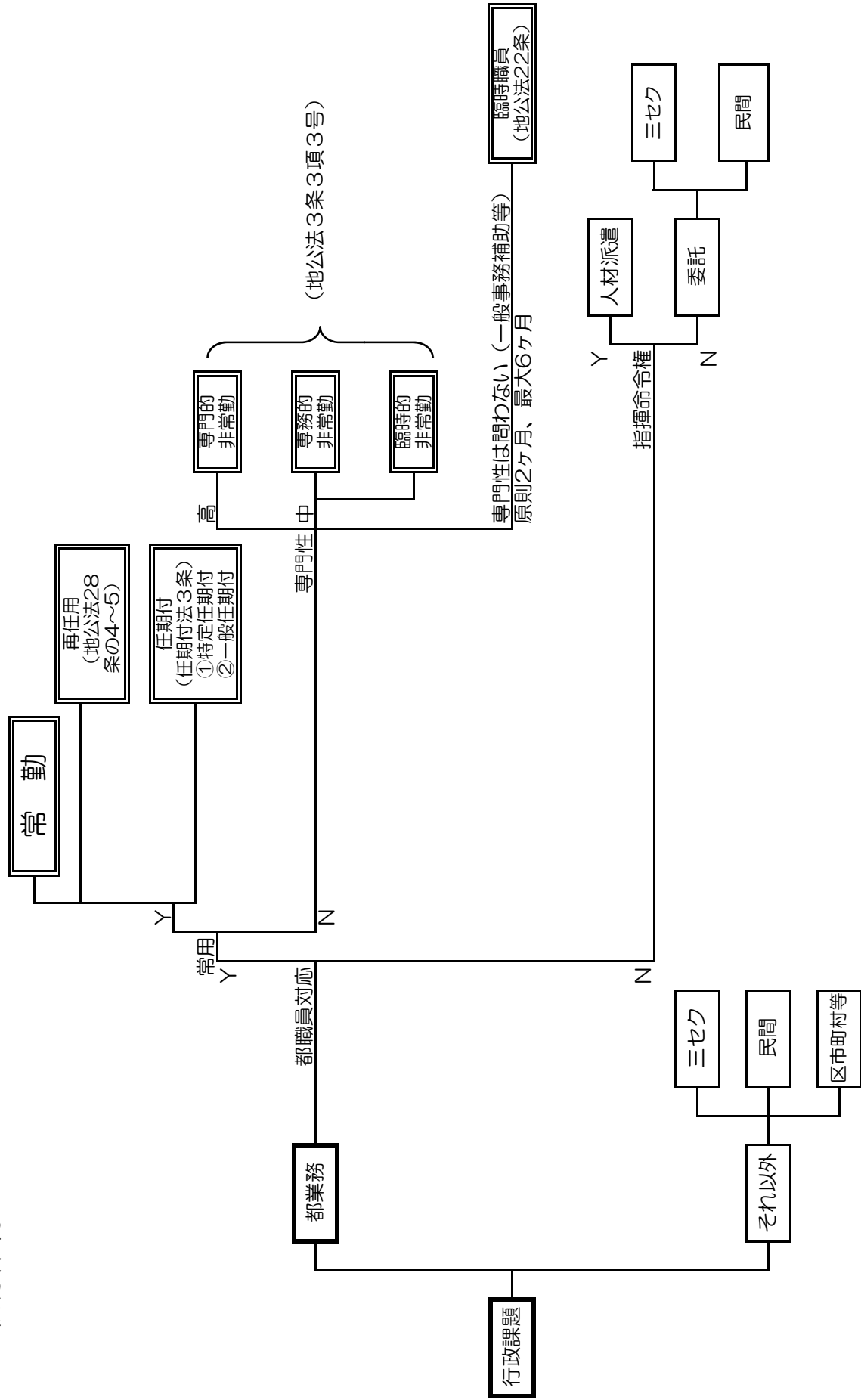
- ・ 採用担当者において、長期の職務従事の継続を期待するような言動を示していたこと、一審原告らの職務内容が常勤保育士と変わらず継続性が求められること、それぞれ 9 回から 11 回と多数回に及ぶ再任用がされ結果的に職務の継続が 10 年前後という長期間に及んだが、再任用が形式的でしかなく、実質的には当然のように継続していたことから、一審原告らが再任用を期待することが無理からぬものと見られる行為を一審被告においてしたという特別な事情があったものと認められる。
- ・ 一審原告らが再任用されるとの期待は、法的保護に値するべきで、一審被告は一審原告らを再任用せず、一審原告らの期待権を侵害したのであるから、一審被告は、一審原告らに対して、その期待権を侵害したことによる侵害を賠償する義務を負うべきである。

「地方公共団体の短時間勤務の在り方に関する研究会」 説明資料
東京都（平成 20 年 8 月 25 日）

目次

1. 執行体制について
 - ・ 常勤、臨時・非常勤、任期付それぞれの職務内容等の違い（全体）
2. 任期付職員（法3条）について
 - ・ 任期付職員の活用状況
 - ・ 任期付職員の職務内容等の違い（個別）
3. 非常勤・臨時職員の比較（平成20年4月）
 - ・ 臨時・非常勤の活用状況
 - ・ 臨時・非常勤のそれぞれの職務内容等の違い（個別）
4. 非常勤職員の活用について
 - ・ 非常勤職員を活用している職務の内容
 - ・ 採用方法や採用時の条件明示の内容
 - ・ 勤務時間及び報酬水準の設定の考え方
 - ・ 同じ人の再度任用の状況及び再度任用時の手続
5. 任期付短時間勤務職員の活用について
 - ・ 導入に当たって課題となっている点
 - ・ 今後活用が考えられる職務

1 執行体制について



2 任期付職員（法3条）について

事項	特定任期付（条例2条1項）	一般任期付（条例2条2項）
基本事項		
導入趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な業務であって正規職員での対応が求められる業務への対応 ・時間的な専門的業務への対応 ・他の職員に対する指導育成を図る必要 	
被採用者/採用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識経験を有する者 ① 育成する時間がない ② 陳腐化の激しい知識経験 ③ 適者が他業務に従事 ④ 外部獲得の（陳腐化しやすい）知識経験が必要な業務
採用手続	<ul style="list-style-type: none"> ・選考（人事委員会の承認が必要） 	
任期	<ul style="list-style-type: none"> ・5年内（職員に明示） 	
任期の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の採用から5年内 	
勤務条件 給与、手当等		
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・公務部内で育成調達できない人材であり、通常職員とは別に特別の給料表を策定 ・昇給せず ・393,000～826,000円 <p>（なお、これに依り難い場合、人事委員会の承認を得て別途定める）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常職員と同じ給料表を使用 ・昇給を予定 ・既存給料表を適用 <p>本来、公務部内で育成・調達できる専門的知識経験であり、通常職員とは別に特別の給料表を作ることはしない。</p>
昇任	<ul style="list-style-type: none"> ・予定せず 	<ul style="list-style-type: none"> ・昇任試験の資格対象から外す ・昇任の必要があれば、再任時に高い格付とする
定期昇給	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期昇給あり
主な活用職場（20.4.1時点）	<ul style="list-style-type: none"> ①法務担当の管理職 3名 ②その他は各1名 <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム評価 ・資金運用 ・監査 ・鉄道広告営業 	<ul style="list-style-type: none"> ①児童相談 14名 ②精神保健相談 6名 ③児童心理判定 4名 ④中学校校長 1名

※網掛け部分が常勤職員と勤務条件等の異なる事項、条例は東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 非常勤・臨時職員の比較（平成20年4月）

区分	非常勤職員		臨時職員
	専任的非常勤	専務的非常勤	
法の良処	特別職・非常勤・地公法3③	特別職・非常勤・地公法3③	一般職・地公法22②
職の性格	【専門】 専門的資格、能力又は学識経験等に基づいて高度専門的業務に従事する非常勤職（医師・弁護士等） 【臨時】 その都度の業務の必要性に応じて業務に従事する非常勤職（検査調査員等）	各種相談員等、専ら都庁行政支援の業務に従事する非常勤職	臨時または補助的業務
雇用期間	1年以内		原則2月以内、最大6月
年齢制限	なし		なし
勤務日数・時間	月16日以下	月11日以上16日以下	1日8時間（原則）
給与・報酬等	個々の職務に応じた報酬を支給する。基準級号給を基に、年度ごとに報酬額を定める。	常勤職員の給与の平均改定率を、前年度報酬額に乗じて定める。	予算措置額による。 平成20年度 6,350円（一般事務） 平成21年度 7,190円となる予定
年次有給休暇	労働基準法の定めるところにより付与	年休 1年目 5日 月11～14日 月15～16日 2年目 6日 10日 3年目 6日 11日 4年目 8日 12日 5年目 8日 14日 6年目 9日 16日 7年目以降 10日 18日 11日 20日	なし
通勤費	第二種報酬として支給	夏季休暇 2日 3日	賃金に含む
社会保険等	健康保険法、厚生年金法、雇用保険法の定めるところによる		健康保険法、厚生年金法、雇用保険法の定めるところによる
健康診断	実施している（月13日以上勤務者）	実施している。	実施していない
任用者数（知事部局）	5,156名	632名	1,235名

※臨時職員の任用者数は、平成20年4月1ヶ月間の任用者数（4月中に1日以上任用があった者）。その他は平成20年4月1日時点の任用者数。

4 非常勤職員の活用について

非常勤職員		専務的非常勤
区分	専門的非常勤的・臨時的非常勤	
非常勤職員を活用している業務 (知事部局での代表的な職)	<p>【専門】 専門的資格、能力又は学識経験等に基づいて高度専門的業務に従事する非常勤職</p> <p>① 医師 ② 看護師</p> <p>【臨時】 その都度の業務の必要性に応じて業務に従事する非常勤職</p> <p>① 統計調査員 ② 看護学校・職業訓練校の時間講師</p>	<p>【専務】 各種相談員等、専ら都庁行政支援の業務に従事する非常勤職</p> <p>① 消費生活相談員 ② 婦人相談員 ③ 就職支援推進員 (以上、主な相談員)</p>
採用方法	原則の定めはない	<p>原則として、公募</p> <p>公募の方法は、東京都の広報紙、ホームページ、関連大学、関係機関等への広告、周知又は紹介依頼による</p>
採用時の条件明示の内容	<p>発令通知交付時に非常勤設置要綱、以下の勤務条件を書面で交付</p> <p>① 雇用期間 ② 勤務職場 ③ 職務内容 ④ 勤務日数 ⑤ 勤務時間 ⑥ 所定勤務時間を超える勤務の有無 ⑦ 休憩時間 ⑧ 報酬</p>	<p>発令通知交付時に非常勤設置要綱、以下の勤務条件を書面で交付</p> <p>① 雇用期間 ② 勤務職場 ③ 職務内容 ④ 勤務日数 ⑤ 勤務時間 ⑥ 所定勤務時間を超える勤務の有無 ⑦ 報酬</p>
勤務時間の設定	原則の定めはない	原則として1日8時間
報酬水準の設定	個々の職務に応じた報酬を支給する。基準級号給を基に、年度ごとに報酬額を定める。	常勤職員の給与の平均改定率を、前年度報酬額に乗じて定める。
再度任用時の手続き	更新を妨げない、更新条件・手続きについて原則を定めていない	<p>① 勤務成績良好、更新不適合基準に該当しないことを条件に、4回まで更新することができる</p> <p>② 更新時、本人が更新申込書を提出する</p> <p>③ 4回更新後でも、職務の性質上、特別の理由があると知事方認められた場合には更新できる</p> <p>④ 4回更新後でも、公募に応募し、採用されることは可能である</p>

5 任期付短時間勤務職員の活用について

- ・導入に当たって課題となっている点

- ①すでに、臨時・非常勤職員制度を活用している
- ②大量退職期を迎え、再任用短時間職員が増加する見込みであり、まずその有効活用を図る
- ③任期付短時間職員の要件が厳格すぎる
 - ・ 都は窓口業務の多くで委託、指定管理者などアウトソーシングを進めており、法が想定する活用可能職場が少ない
 - ・ 窓口業務以外では、一定期間の業務量の増や一定期間内で終了する業務に限定されている

- ・今後活用が考えられる職務

- ①国体、オリンピック等一時的な業務増にあてる常勤職員が、それまで担っていた職務
- ②大量退職期対応や年齢構成の歪みを補正する採用調整の期間、常勤職員を補充する職務
- ③常勤職員である必要のない業務であるが、法令等により、一般職をあてることが求められている（望ましい）職務